

平成 20 年 度

事 業 計 画 書

収 支 予 算 書

社団法人 発 明 協 会



## 平成20年度 事業計画

### 1. 事業方針

原油価格の高騰、サブプライムローン問題、為替の急激な変動等により我が国の景気は不透明感が増してきているとともに、アジア諸国の台頭による我が国の国際競争力の相対的低下等景気改善を阻害する要因が多くみられる。資源に恵まれない我が国が継続的に発展していくためには、我が国の基盤である科学技術の一層の振興に向けて知的創造サイクルを活性化することが重要となっている。

こうした中、平成14年に知的財産基本法が制定されて以来、政府において「知的財産立国」実現に向けた様々な取り組みが行われ、平成18年度からは「世界最先端の知財立国を目指す」ことを目標に第2期が始まり、平成19年5月には「知的財産推進計画2007」が公表され、「知的創造サイクル」の好循環が自律的に起こる経済社会を目指すべきであると述べられている。また「知的創造サイクル」における知的財産の創造・保護・活用の具体的な取り組みが掲げられている。

当協会としては、発明の奨励、産業財産権制度の普及啓発等を推進することにより、科学技術の振興、我が国経済の発展に貢献していくことが必要である。

一方、公益法人を取り巻く環境は一層厳しさを増してきている。平成20年12月より現在の公益法人制度を抜本的に見直した新公益法人制度が施行されるに伴い、当協会としても新制度に対応した体制を整えていく必要があるとともに、国等からの事業は競争的手法が全面的に導入されたことから、経営基盤の安定化を図るとともに事業実施体制の見直し等整備に努める必要がある。

本部及び支部は、こうした国の施策、経済社会の状況を的確に把握した上で、発明の奨励、産業財産権制度の普及啓発等を通じて我が国経済社会の発展に貢献すべく諸事業を推進する。

今年度事業計画の重点事項は次のとおりとする。

- (1) 当協会の根幹である発明奨励事業及び青少年創造性開発育成事業を着実に推進するとともに一層の充実に努める。
- (2) 産業財産権制度の普及啓発に資するため、「出願適正化等指導事業」、「地域知財戦略本部が実施する事業」等への参画を図り、着実に事業実施に努める。
- (3) 産業財産権制度等における諸問題の研究を積極的に行っていくため、会員等に協力を求めて委員会を設置し、その成果を提供する。
- (4) 知的財産権制度を活用する中小・ベンチャー企業、公的研究機関、大学、金融機関等を対象に、知的財産の創造・保護・活用の各段階の技術的支援を行うワンストップサービス事業を推進する。また、中小企業支援人材として知的財産専門人材の育成を推進するとともに、専門人材を活用するためのネットワークを充実する。
- (5) 新公益法人制度に対応するための諸準備を着実に推進する。
- (6) 支部基盤の強化及び地域経済の活性化を図るため、各支部において会員獲得に向けた取り組みを充実・強化する。

なお、国等からの受託事業については競争的手法による契約となっているため、一部不確定要素のある事業についても事業計画に盛り込んでいる。

## 2. 恩賜発明賞・恩賜記念賞の贈呈

皇室より拝受する御下賜金の趣旨に沿い、全国発明表彰においては、優秀な発明をした発明者に恩賜発明賞を、また、全日本学生児童発明くふう展においては、優れた作品の創作者に恩賜記念賞をそれぞれ贈呈する。

## 3. 発明奨励振興事業

### (1) 全国発明表彰

我が国における優れた発明、考案又は意匠の創作並びにそれらの実施及び奨励等に関し、特に顕著な功績があると認められる者を顕彰することにより、科学技術の振興と産業の発展を図る。

### (2) 地方発明表彰

地方自治体をはじめ関係団体の協力を得て、各地方における優れた発明、考案又は意匠の創作並びにそれらの実施及び奨励等に関し特に功績があると認められる者を顕彰することにより、地方における科学技術の振興と産業の発展を図る。

### (3) 青少年創造性開発育成事業

次代を担う青少年の科学技術に対する夢を育み、創造性豊かな人間形成を図るための諸事業を実施する。

#### ①少年少女発明クラブ

地方自治体及び関係団体の協力の下、全国各地の「少年少女発明クラブ」の拡充を図る。

(i) 「少年少女発明クラブ全国会議」を開催する他、同クラブ指導員の資質向上と指導員同士の交流・情報交換を目的に地域ブロック別・都道府県別に研修会を開催する。

(ii) 青少年の創意の高揚に資するため、全国各地域で開催される「ものづくり体験教室」とその結果を踏まえて開催される全国大会の実施に協力する。

#### ②全日本学生児童発明くふう展

我が国の将来を担う児童生徒に、発明くふうの楽しさを体得させるとともに優れた発明くふう作品を顕彰することにより、創造性豊かな人間形成を図る。

#### ③W I P O 賞の贈呈

世界知的所有権機関（W I P O : 国連の専門機関）の協力を得て、全日本学生児童発明くふう展の優秀作品にW I P O 賞を贈呈する。

#### ④未来の科学の夢絵画展

未来の科学に関する夢を絵画として表現させるとともに優れた作品を顕彰することにより、次代を担う児童生徒等の科学的な探究心と創造力の伸長を図る。

#### (4) 全国発明振興会議

発明奨励に係る諸施策の推進、産業財産権制度の普及、産業財産権情報の有効活用等を通じて我が国科学技術の振興と産業の発展を図るため、県等地方自治体の発明奨励・産業財産権主管者及び当協会本・支部代表者が一堂に会する全国発明振興会議を青森県において開催する。

### 4. 特許制度普及事業

#### (1) 発明総合相談指導

産業財産権制度の円滑な運用とその普及啓発を図るため、各地において発明相談指導を行う。

#### (2) 出願適正化等指導事業（中小企業対策事業）

地域の中小・ベンチャー企業、個人等に対し、産業財産権制度の活用を積極的に支援するため、全国の各支部は地域の拠点として同制度の普及啓発に関する諸事業を推進する。

- ① 各支部において、地域の中小・ベンチャー企業、個人等を対象に産業財産権制度に関する相談会を実施する。
- ② 各支部に設置している電子出願用共同利用端末機器を活用し、出願アドバイザーによる各種オンライン手続に関する普及・指導等を実施する。また、産業財産権制度に係る出願手続き等に関する指導相談を行う。
- ③ 全国各地域に設置された知財駆け込み寺（商工会及び商工会議所）と連携し、産業財産権指導員が知財駆け込み寺担当者（経営指導員等）に対する産業財産権全般に関する指導、助言を行うとともに、中小・ベンチャー企業、個人等の相談者に対する個別相談会・セミナー等を開催する。

また、中小・ベンチャー企業、個人等からの相談の要望を受け、最も適当な専門家が中小企業等へ直接訪問する企業訪問型相談事業を実施する。

#### (3) 知的財産権制度説明会事業

知的財産権制度等の一層の普及を図るため、本・支部において各種説明会を実施する。

#### (4) 中小企業等特許先行技術調査支援事業

出願審査請求制度の適正化に資するため、中小企業・個人等における特許出願後審査請求前の案件を対象に先行技術調査を実施する。

- (5) 技術動向調査事業等の調査研究事業の実施  
技術動向調査等の各種調査事業を積極的に推進する。
- (6) ワンストップサービス事業  
知的財産制度を活用する中小・ベンチャー企業、公的研究機関、大学、金融機関等を対象に、知的財産の創造・保護・活用の各段階の技術的支援を行うワンストップサービス事業を実施する。特許マップの作成、先行技術調査、ライセンス調査、総合的なコンサルタントサービス、講習会・相談会等をそれぞれの段階に応じて支援する。
- (7) 知的財産権研修教育事業
- ① 知的財産権に関する高度の専門的知識と戦略的活用に優れた人材の育成を図ることを目的として、「知的財産権研修 本科コース」、「初心者を対象とする基礎講座」、「実務者・技術者等を対象とする特定のテーマによる公開講座」等、多様なニーズに対応した各種の講座・研修コースを実施する。
  - ② 知的財産権に係る判決の収集及びその提供体制の充実に努め、知的財産権判決速報を発行する。また、関係判例の研究を行うとともに判決速報をWebで提供する。
- (8) 知的財産専門人材育成・活用事業  
地域における中小・ベンチャー企業を支援する人材の育成を図るため、「知的財産アドバイザー研修」、「知的財産ライセンス・コーディネータ研修」、「知的財産管理コンサルタント研修」を実施するとともに、これらの人材を活用するため全国的規模の知的財産専門人材ネットワークを充実し、相談事業、情報提供事業等を総合的に支援する体制を整備する。
- (9) 知的財産教育の支援と普及に関する調査研究  
全国の高等学校（専門学科）及び高等専門学校において産業財産権標準テキストを活用した教育、指導モデルを推進し、教職員や生徒又は学生が変化していく過程等を分析することを通じて、知的財産教育のより効果的な支援普及のための方策を調査研究する。  
また、産業財産権標準テキスト(総合編)の教員向け指導カリキュラム及び指導マニュアルの活用に係る検討会を開催する。
- (10) 知的創造サイクル啓発事業  
課外におけるモノ作り体験、科学体験など行う指導者に対し知的財産権の保護・活用について実学・体験を通じた指導方法の研修等を行い、次世代を担う青少年等に対する知的財産創造サイクルの普及、啓発を図る。

(11) 特許流通促進事業

開放意思のある特許を企業間及び大学・研究機関と企業との間において円滑に流通させることを通じて、中小・ベンチャー企業における新製品開発の活性化、新規事業の創出を図るべく、知的財産を有効かつ戦略的に活用し得るような環境の整備を行う。

①特許流通アドバイザー派遣事業

知的財産とその流通に関する専門家である「特許流通アドバイザー」を全国の都道府県や各経済産業局及び大学等の技術移転機関（TLO）へ派遣し、地域の中小企業、ベンチャー企業、大学等への訪問を通じて、保有している特許・技術（シーズ）や導入を望む技術情報（ニーズ）を発掘・収集し、シーズとニーズが合致する企業等のマッチングや特許ライセンス（技術移転）、その他相談業務等の支援を実施する。

併せて、特許流通に関するノウハウの継承を目的として、特許流通アドバイザーを派遣している地方自治体が確保する人材（「特許流通アシスタントアドバイザー」）に対して、OJT（on the job training）を通じた指導等による支援を行う。

②知的財産権取引業育成支援環境整備支援事業

自立的な特許流通市場に必要な人材の育成、知的財産権取引ビジネスの振興を目的に、（i）特許流通・技術移転に関する国際特許流通セミナーの開催、（ii）特許流通講座の実施、（iii）特許ビジネス市の開催、（iv）特許流通シンポジウムの開催等の支援を行う。

(12) 企業における技術経営の管理・運営等に関する調査

企業等を対象に、技術経営の管理・運営等について実態を調査するとともに、技術経営に関する各分野の専門家を派遣して助言等を行うことにより、企業等における技術経営力強化へ向けた改善を促進する。

(13) アジア諸国における知的財産研修等の開催

関係団体及び関連企業から協賛金を募集し、海外の知的財産に関する団体等と連携しながら、アジア諸国から各国の中核となる者を招聘して研修を実施する。また、アジア諸国に対する知的財産の普及啓発を図るべく、専門家派遣等を行う。

(14) 世界知的所有権機関（W I P O）の受託業務

P C T国際出願に関する翻訳文の作成等、W I P Oからの受託業務の円滑な推進に努める。

(15) 発明の日、科学技術週間協賛事業

発明の日、科学技術週間の協賛事業として科学技術の普及・振興並びに知的財産権制度の周知に関する行事を行う。

## 5. 公報等情報普及事業

インターネットの普及に対応し、各種Webサービスをはじめ積極的に情報提供サービスを推進する。①DVD-ROM公報、CD-ROM公報等特許公報類の普及・販売、②公報の紙媒体による発行・販売、③公開技報Webサービスの推進、④ホームページ登録サービスの推進、⑤特許マップ作成ソフトの販売、⑥「2008 特許・情報フェア」の開催等を行う。

## 6. 図書刊行事業

知的財産への関心の高まりを踏まえ、研究者・知的財産関係者から一般読者までの多様なニーズに応えるため、専門書をはじめ各層に対応した幅広い関係図書の刊行ならびに知的財産権雑誌「発明」の継続的発行を行う。特に、法改正に対応した書籍の迅速・的確な発行に努めるとともに各読者層に対応した出版物の企画・発行を行う等書籍の拡販活動を幅広く行う。

## 7. 調査研究事業

産業財産権制度の円滑な運用と普及を図るため、会員等の外部人材を活用した委員会を開催し、知的財産権制度の普及、模倣品問題、国際協力の在り方等についての研究を積極的に行い、広く一般にその成果を提供する。

## 8. 知的財産保護に関する連携促進事業

海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まった「国際知的財産保護フォーラム」の活動に積極的に参加することにより、民間関係者の知識の共有化及び官民の情報交換を促進し、模倣品対策のレベルアップを図る。

## 9. 外国産業財産権制度支援事業

### (1) 産業財産権人材育成協力事業

- ①主にアジア太平洋域内の途上国から産業財産権関係者を研修生として受入れ、産業財産権制度等に関する研修を実施する。



②同事業における研修を効果的に行うため、研修に使用する教材の整備・充実に努める。また、帰国研修生との連携を促進するため域内各国における産業財産権に関するセミナーの開催等フォローアップ事業を推進する。

(2) 外国産業財産権制度相談・産業財産権侵害対策相談等事業

①外国産業財産権制度相談事業

外国産業財産権の取得及び権利行使を中小・ベンチャー企業が適切に行うことができるようにするため、外国産業財産権制度とその運用等に関する相談事業を行うとともに各地において講習会を開催する。

また、海外の産業財産権制度とその運用等に関する資料・情報の収集整備を行い、相談事業への積極的な活用を図るとともに、一般への閲覧にも供する。

②産業財産権侵害対策相談事業

国内外の模倣品の流通防止及び特許、商標等の権利保護の一層の強化を図るため、模倣品による被害を受けている我が国中小・ベンチャー企業を対象に、模倣被害アドバイザーが権利行使等に関する指導相談を行う。また、地方において説明会・相談会を開催する。

③外国産業財産権制度説明会事業

中小・ベンチャー企業の海外での外国産業財産権取得及び権利の円滑な運用等について支援するため、国内外から専門家を招聘し、諸外国の産業財産権制度に関する説明会を開催する。

## 10. 国際交流事業

(1) 台湾で開催される第5回「世界青少年発明工夫展」に全日本学生児童発明くふう展において優秀な成績を収めた青少年を中心とする日本代表団を派遣する。

また、発明奨励国際フォーラム（IFIP）に参加し、国際的意識の共有化を図るとともに団体間の連携を強化すべく、その具体的な取り組みについて意見交換を行う。

(2) 知的財産創造の奨励と知的財産保護・活用の国際的普及を図るため、世界知的所有権機関等の関係機関との協力・連携を一層推進する。

## 11. 関係省庁協力事業

(1) 叙勲・褒章並びに科学技術分野の文部科学大臣表彰制度において、本・支部は候補者の調査・推薦に努める。

- (2) 産業財産権制度関係功労者表彰制度及び産業財産権制度活用優良企業等表彰制度において、本・支部は候補者の調査・推薦に努める。
- (3) 本・支部において特許印紙の普及に努め、出願人、代理人等の円滑な出願手続きの推進に努める。

## 12. 支部事業

- (1) 各支部は、地方における優れた発明、考案等を顕彰することにより、それぞれの地方における科学技術の振興と産業の発展に寄与するため、発明展を実施する。
- (2) 各支部は、地域の拠点として、発明奨励に係る諸施策の推進、産業財産権制度の普及、産業財産権情報の有効活用等に関する事業を行う。
- (3) 各支部は、会員の一層の拡充による支部基盤の強化及び地域経済の活性化を図るため、それぞれの地域における会員獲得に向けた取り組みを充実・強化する。
- (4) 各支部は、地域中小企業等の技術開発、新規事業の創設等を支援するため、各経済産業局、地方自治体、公設試等との連携を強化し、全国各地の知的所有権センターの業務に参画し、円滑な運営に努める。
- (5) 各経済産業局・地域知財戦略本部が行う事業に対し、本部・支部が連携して積極的に参画し、同事業の着実な実施に努める。
- (6) 支部基盤を強化する諸方策を検討するため、ブロック会議等を開催する。

## 13. 会員サービスの拡充

会員サービスの拡充を図るため、知的財産関連情報、新技術情報等を機関紙「月報はつめい」又は会員専用のホームページを通じて全国の会員に提供する。

## 14. 広報活動

インターネット、機関紙等を通じて当協会の事業活動や知財一般に関する広報活動を推進する。

## 15. 業務の合理化

環境変化に対応するため、組織及び業務の直しを行うとともに、事務の的確かつ効率的な処理に努める。

## 16. 事業監査の実施

当協会事業の適正な運営を確保するため、事業監査室において、業務全般を対象に厳正な監査を行う。

## 17. 新公益法人制度への対応

平成20年12月1日より公益法人制度を抜本的に見直す新公益法人制度が施行されるに伴い、新たな制度に対応した法人への移行及び公益認定に係わる要件について検証を行うとともに、あるべき法人形態について十分検討を行う。

収 支 予 算 書 (案)  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
(1)御 下 賜 金	50	50	0	
(2)基 金 運 用 収 入	5,378	4,440	938	
(3)特 定 資 産 運 用 収 入	9,305	9,476	▲ 171	
(4)会 費 収 入	303,153	301,359	1,794	
(5)事 業 収 入	2,833,181	3,091,458	▲ 258,277	
①発 明 奨 励 振 興 事 業 収 入( )	0	10,000	▲ 10,000	
②特 許 制 度 普 及 事 業 収 入( )	119,911	278,573	▲ 158,662	
③函 書 刊 行 等 事 業 収 入( )	573,272	766,555	▲ 193,283	
④地 方 事 業 収 入( )	1,424,217	1,248,115	176,102	
⑤公 報 普 及 事 業 収 入( )	505,299	605,605	▲ 100,306	
⑥情 報 サ ー ビ ス 事 業 収 入( )	210,482	182,610	27,872	
(6)補 助 金 等 収 入	3,648,372	3,576,603	71,769	
①日 本 自 転 車 振 興 会 補 助 金 収 入( )	29,507	29,806	▲ 299	
②特 許 庁 受 託 事 業 収 入( )	1,608,585	1,400,383	208,202	
③工 業 所 有 権 情 報 ・ 研 修 館 受 託 事 業 収 入( )	1,676,020	1,795,961	▲ 119,941	
④新エネルギー・産業技術総合開発機構受託事業収入( )	70,714	47,620	23,094	
⑤文 部 科 学 省 請 負 事 業 収 入( )	7,619	8,560	▲ 941	
⑥特 許 庁 請 負 事 業 収 入( )	118,102	170,010	▲ 51,908	
⑦工 業 所 有 権 情 報 ・ 研 修 館 請 負 事 業 収 入( )	49,255	42,358	6,897	
⑧地 域 知 財 本 部 事 業 収 入( )	88,570	81,905	6,665	
(7)寄 付 金 収 入	120,000	120,000	0	
①基 金 寄 付 収 入( )	60,000	60,000	0	
②資 金 寄 付 収 入( )	60,000	60,000	0	
(8)発 明 会 館 等 賃 貸 収 入	184,434	176,395	8,039	
(9)雑 収 入	315,489	315,991	▲ 502	
事業活動収入計	7,419,362	7,595,772	▲ 176,410	
<b>2. 事業活動支出</b>				
(1)事 業 費 支 出	3,417,972	3,625,711	▲ 207,739	
①発 明 奨 励 振 興 事 業 支 出( )	230,134	264,284	▲ 34,150	
②特 許 制 度 普 及 事 業 支 出( )	154,535	271,133	▲ 116,598	
③函 書 刊 行 等 事 業 支 出( )	500,934	639,067	▲ 138,133	
④地 方 ・ 振 興 事 業 支 出( )	1,909,938	1,770,091	139,847	
⑤公 報 普 及 事 業 支 出( )	348,908	409,479	▲ 60,571	
⑥情 報 サ ー ビ ス 事 業 支 出( )	273,523	271,657	1,866	
(2)補 助 金 等 支 出	3,346,178	3,309,280	36,898	
①特 許 庁 受 託 事 業 支 出( )	1,489,624	1,310,566	179,058	
②工 業 所 有 権 情 報 ・ 研 修 館 受 託 事 業 支 出( )	1,536,901	1,648,136	▲ 111,235	
③新エネルギー・産業技術総合開発機構受託事業支出( )	61,491	45,708	15,783	
④文 部 科 学 省 請 負 事 業 支 出( )	12,218	14,087	▲ 1,869	
⑤特 許 庁 請 負 事 業 支 出( )	112,902	161,581	▲ 48,679	
⑥工 業 所 有 権 情 報 ・ 研 修 館 請 負 事 業 支 出( )	45,901	38,507	7,394	
⑦地 域 知 財 本 部 事 業 支 出( )	87,141	90,695	▲ 3,554	
(3)発 明 会 館 等 運 営 支 出	25,323	25,077	246	
(4)管 理 費 支 出	621,983	634,311	▲ 12,328	
①人 件 費( )	257,929	268,600	▲ 10,671	
②事 務 費( )	364,054	365,711	▲ 1,657	
事業活動支出計	7,411,456	7,594,379	▲ 182,923	
事業活動収支差額	7,906	1,393	6,513	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
<b>1. 投資活動収入</b>				
(1)特 定 資 産 取 崩 収 入	92,110	110,000	▲ 17,890	
(2)貸 付 金 戻 り 収 入	1,362	1,320	42	
(3)固 定 資 産 売 却 収 入	0	22,780	▲ 22,780	
投資活動収入計	93,472	134,100	▲ 40,628	
<b>2. 投資活動支出</b>				
(1)特 定 資 産 支 出	60,000	60,000	0	
(2)貸 付 金 支 出	0	2,000	▲ 2,000	
(3)固 定 資 産 取 得 支 出	22,110	60,000	▲ 37,890	
投資活動支出計	82,110	122,000	▲ 39,890	
投資活動収支差額	11,362	12,100	▲ 738	
当期収支差額	19,268	13,493	5,775	
前期繰越収支差額	361,032	347,539	13,493	
次期繰越収支差額	380,300	361,032	19,268	

(注)1.借入金限度額は、定款第40条(借入金)による。

2.債務負担額 0 円

3.前年度予算額は、一部、当年度予算の科目に対応させて組み替えて表示している。